

摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和元年10月17日(水) 午後2時00分開会
午後3時30分閉会

開催場所 摂津市役所 新館7階 講堂

付議事件

議案番号	件名	審議結果
43	摂津市教育委員会事務局の人事異動の件	承認
44	摂津市学校医(園医)の解嘱及び委嘱の件	承認
45	摂津市教育センター条例施行規則及び摂津市教育委員会の特殊勤務者の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定の件	承認
46	生涯学習社会における社会教育施設のあり方について～公民館の今後のあり方について～方針を定める件	承認

報告事項

件名
事業実施に伴う後援等名義の使用許可について
令和元年度9月までの問題行動等報告について
令和元年度9月までの問題行動等報告具体的事案について
各課事業日程報告について

出席者

<p>教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員</p>	<p>箸尾谷知也 福元 実 大矢優子 山手知榮子 西川俊孝</p>	<p>教育次長兼教育総務部長 教育総務部参事 教育政策課長 学校教育課長 学校教育課参事 教育支援課長 兼教育センター所長 教育総務部参事 兼生涯学習課長 教育政策課長代理 学校教育課長代理 教育支援課長代理 教育政策課主幹兼総務係長 教育政策課係員</p>	<p>北野人士 野本憲宏 松田紀子 河平浩一 山根隆寛 大崎貴子 早川 茂 坂本真輔 井上良太 藤山 京 岡田哲也 窪 秀昭</p>	<p>次世代育成部長 次世代育成部参事 兼子育て支援課長 家庭児童相談課長 こども教育課長 子育て支援課長代理 こども教育課長代理</p>	<p>小林寿弘 石原幸一郎 木下伸記 浅田明典 湯原正治 松木 愛</p>
---	---	---	--	---	---

教育長

教育委員会定例会の前に、1つご報告があります。大矢委員の教育委員歴が11年以上となり、地方教育行政功労者表彰の対象となりました。そして、先週の10月10日に文部科学省で表彰を受けて来られました。大変、名誉なことで、長年の間本市の教育行政の発展に尽力いただいた結果だと思っています。これを区切りとして、これまでの労をねぎらうとともに、今後も大矢委員には教育分野に限らずさまざまな分野でご尽力をいただきたいと思います。ここで、大矢委員に感謝と祝福の意を込めて、拍手を送りたいと思います。

それでは、令和元年第10回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は大矢委員です。よろしくお願いたします。

本日は付議事件が4件、報告事項が4件ございます。

まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。

報告事項(3)につきましては、個人が特定される恐れがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。

従いまして、議案第43号から審議し、秘密会以外の案件を除き、すべてを終えた後に、暫時休憩を取ります。引き続いて秘密会を宣言し、報告事項(3)に進みますが、これらについて関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思っております。皆様ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。

それでは、議案第43号、「摂津市教育委員会事務局の人事異動の件」について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

議案第43号、「摂津市教育委員会事務局の人事異動の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
大矢委員	2名増えたということは、業務量に対して人員が必要であるということでしょうか。
教育政策課長	はい。そのとおりです。
教育長	他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、議案第43号、「摂津市教育委員会事務局の人事異動の件」については承認いたします。 では、続きまして、議案第44号「摂津市学校医（園医）の解嘱及び委嘱の件」につきまして、教育政策課より説明をお願いします。
教育政策課長	議案第44号「摂津市学校医（園医）の解嘱及び委嘱の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。 【以下、議案書等により説明】
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
山手委員	高齢であるにも関わらず、校医を引き受けていただいています。他にしていただけの方を探すのは難しいのでしょうか。
教育政策課長	学校医は医師会から推薦をいただいているのですが、辞意についてはご本人の意思と伺っています。
教育長	他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので議案第44号「摂津市学校医（園医）の解嘱及び委嘱の件」については承認いたします。 では、続きまして、議案第45号「摂津市教育センター条例施行規則及び摂津市教育委員会の特殊勤務者の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、教育支援課より説明をお願いします。
教育支援課長	議案第45号「摂津市教育センター条例施行規則及び摂津市教育

委員会の特殊勤務者の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

大矢委員 進路相談は第1金曜日だけというのは、そのままですか。それとも毎週金曜日は午後7時までされるのでしょうか。

教育支援課長 進路相談に関しましては、毎月第1金曜日のみ、午後7時までの対応とさせていただきます。それに加えまして、第3土曜日の10時から12時まで、進路相談を行っていますが、平日につきましては、第1金曜日だけで対応いたします。

教育長職務代理者 特殊勤務者というのは、退職された校長先生がされているものですか。

教育支援課長 現在、市の正規職員が該当しています。具体的には教育支援課の課長代理、今年については指導主事2名が該当します。そのうち週に1名ずつ、遅出勤務を割り振ってまいります。

教育長職務代理者 支援事業ということで、教育センターに1人おられます進路相談員は、また別の方でしょうか。

教育支援課長 はい、別の者となります。進路相談は特別職の教育指導嘱託員が行っております。進路相談の開設日には勤務時間を調整して、対応しております。

教育長 他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませので議案第45号「摂津市教育センター条例施行規則及び摂津市教育委員会の特殊勤務者の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第46号「生涯学習社会における社会教育施設のあり方について～公民館の今後のあり方について～方針

を定める件」につきまして、生涯学習課より説明をお願いします。

教育総務部参事
兼生涯学習課長

議案第46号「生涯学習社会における社会教育施設のあり方について～公民館の今後のあり方について～方針を定める件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長

前回の教育委員会議で報告がありましたが、8月26日に摂津市の社会教育委員会議から答申をいただいております。

それに伴いまして、教育委員会として今後の社会教育施設のあり方について、方針を定めたいということです。

公民館につきましては、教育委員会が所管ですが、コミュニティセンターという新しい公共施設になり、多機能化を図りますと、所管が市長部局に移りますので、最後のパラグラフの書き方が「意見をします」となっています。何かこの点について、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

西川委員

公民館について、社会教育委員会議の皆さんが、「公民館機能も含め多機能化、多目的化する必要がある」という答申を出されましたが、事務局として具体的にどういう機能を考えているのかをお聞きしたいと思います。

教育総務部参事
兼生涯学習課長

公民館の機能としては、自主的な講座、クラブ等を通して活動していただき、サークルで自主的な活動ができ、強いては生涯学習的なものになるように、応援していくものと考えています。

西川委員

これまでも公民館の行事を見に行かせていただきましたが、いろんなクラブ活動や、自主的な学びの場ということで、地域の皆さんが活動されています。

そういった機能を残すことがすごく大事なので、市長部局に移ると、その辺りがどうなるのか気になります。答申を受けて、教育委員会で承認した後のことについては、どう担保していくのでしょうか。

教育総務部参事 兼生涯学習課長	その点については、市長部局と十分に協議をして、引継ぎをしてまいります。
教育次長	西川委員から、どういう形で担保していくのかというお話ですが、市長部局に移るということで、総合教育会議が市長部局と教育委員会との意見交換の場と捉えることができます。 また、コミュニティセンターは指定管理者制度になるかと思いません。さまざまな項目で評価をしますので、公民館機能についても、そのことを踏まえて評価をすることになると思います。
西川委員	指定管理者制度では、評価やモニタリングを実施することがありますので、この方針が決まった場合には、公民館機能が、しっかりと担保されて、継続してやっているということも、必要だと私は思っていますので、お願いしたいと思います。
教育長職務代理者	コミュニティセンター化していくということで、公民館機能を含めて、より多機能化・多目的化することになっています。 それで公民館機能が、より多機能化・多目的化して、コミュニティセンターになるというのは、具体的にはどんなことを想定したらいいですか。
教育総務部参事 兼生涯学習課長	多機能化については、学校教育の観点からは、自主学習、自学自習機能、それと子どもの居場所、防災機能、地域の保健福祉、生涯学習、障害福祉の観点です。
教育長職務代理者	防災や生涯学習の観点というのは、既に公民館に入っています。公民館は避難所に指定されていますが、コミュニティセンターになれば、それを強化するということになるのでしょうか。
教育総務部参事 兼生涯学習課長	公民館は2階建てになっています。摂津市では、河川の氾濫が予想されますので、3階以上が今の避難所に求められています。
西川委員	生涯学習社会における社会教育施設のあり方ということで、公民館の今後のあり方ということは、今ある公民館も含めて、今後のあり方を考えるということでしょうか。

教育次長	<p>日本全体の問題にもなりますが、人口減少社会を迎えて、これまでの公共施設の数が適正かという議論が出てくることになると思います。</p> <p>摂津市においても、ファシリティマネジメントを推進する組織もあります。基本的には、施設の機能統合を図っていくこととなります。</p> <p>今後の公民館のあり方ですが、既存の公民館も老朽化してきていますが、同時にバリアフリーの問題も現れていますので、実際に大きな改修、増床、あるいは建て替えを検討することになります。公民館については、この機を捉えて、多機能化を含めて、存続していくことになると考えています。</p>
山手委員	<p>教育委員会としては、最後の3行に、これを実現して欲しいという思いを込めて、これを強調したいと思っています。</p> <p>例えば、多機能化・多目的化、子どもの居場所、自主学习機能、福祉などいろいろおっしゃいましたが、今、教育委員会から離れている別府コミュニティセンターは、どんな活動をしているか聞いているでしょうか。</p>
教育総務部参事 兼生涯学習課長	<p>別府コミュニティセンターは、入ってすぐのところに親子で絵本を読んで過ごせる場がありますし、自学自習としての機能を持つスペースがあります。その辺りが、子どもの居場所機能も含んでいます。</p>
次世代育成部参事 兼子育て支援課長	<p>別府コミュニティセンターではロビーを、児童センターが実施する移動児童館として活用しています。また、「子ども食堂」としても活用しています。</p>
山手委員	<p>「子ども食堂」を担っているのは、地域の方でしょうか。</p>
次世代育成部参事 兼子育て支援課長	<p>主体は宥和会です。</p>
大矢委員	<p>前回も申し上げましたが、今は第1児童センターしかありません</p>

ので、増やして欲しいと思いますが、こういう機会を捉えて、別府コミュニティセンターを、移動児童館として活用していますので、これから多機能的にする時には、コミュニティセンターでも子どもの居場所づくりに力を入れていただきたいと思います。

第2、第3の児童センターを作るのが理想的ですが、そこに入ることによって、地域住民と子どもとのふれあいも増えてくるので、移動児童館の形でもいいと思います。

教育長

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんで議案第46号「生涯学習社会における社会教育施設のあり方について～公民館の今後のあり方について～方針を定める件」については承認いたします。

では、次に移ります。報告事項（1）事業実施に伴う後援等名義の使用許可について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長

〔事業実施に伴う後援等名義の使用許可について説明〕

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

山手委員

新規のオータムスクールですが、今の子どもたちにはこういう機会が少ないので、とてもいいことだと思います。募集人員など、詳しい情報はわかりますか。

教育総務部参事
兼生涯学習課長

もともとは夏にサマースクールをしていましたが、今年は中止になりましたので、こちらに変更になっています。

62人が参加される予定で、場所は能勢になります。

活動内容ですが、大自然の中で集団行動における規律や協調性の大切さを体験する機会をもってもらい、思いやりのある心と豊かな想像性を育んでもらうことを目的とするということで、キャンプ等をされます。対象は小学3年から6年までです。

教育長

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんで、次に進みます。（2）令和元年度9月までの問題行動等報告について、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長	[令和元年度9月までの問題行動等報告について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
教育長職務代理者	暴力行為等については、学校によって偏りがあるということを伺いました。器物破損が、昨年に比べると、今年度は非常に多いですが、暴力行為の多いところが、器物破損も多いというようなことになっているのでしょうか。
学校教育課長	そのとおりです。この器物損壊の件数は、学校間で偏りがありまして、特に小中学校ともに繰り返しの事案があり、件数が増えてきている状況です。
教育長	器物損壊というと、例えば、子どもが走って窓ガラスにぶつかったり、閉まろうとするドアを足で止めたりして、ガラスが割れたというものであると思います。 そうではなくて、生徒間暴力の中で、器物損壊にもなったということでしょうか。
学校教育課長	器物損壊の中には、意図的に行っていないものがあります。繰り返しが無い学校では現在そのような状況です。 生徒間の暴力もある子どもたちが関わり、繰り返し件数が増えている状況です。
西川委員	いじめも含めて、問題行動に組織的に対応するという考えが出てきたから増えているという部分もありますが、一方では、繰り返しが、挙がってきているものは、未然防止の観点から、しっかりできているところは割と少ないと思います。そうであれば、一生懸命対応して、收拾はしていますが、未然防止にまでは及んでいません。 例えば、ある学年で起こっても、他の学年に広がらないようにしたり、起こる前に未然防止の観点で組織的な対応をしたりすることができていないと思います。 件数を挙げていくはいいことですが、挙げる前に何とかするという観点はどうなのでしょう。 いろんな問題に対処されている学校に、そういう手立てを、指導

することは可能でしょうか。

学校教育課長

そういう手立てを指導することは可能だと捉えております。ただ、各学校の報告や状況を見ると、学校全体で、教職員が共通認識のもと、未然防止の取組ができているかについては、まだまだ弱いところだと思います。

昨年度から、件数は増えてきています。特に小学校は、今まで、生徒指導に関する加配の教員があまりおらず、組織的対応の弱さがありました。

今年は大阪府の措置により加配配置校が増えました。そのことによって加配教員に情報が集まり、ケース会議等も行われて、認知件数が増えてきていると思います。

教育長

いじめについては、教職員の認識も上がってきて、認知件数が増えている面もあると思います。そういう意味で、加配教員が増えて、認知件数が増えたことはわかります。

しかし、器物損壊は今まで先生が少なかったら見過ごしてきたのが、現在は増えてきたということでしょうか。

また、学校からは何件あったかを、毎月報告していますが、ある特定の中学校区が他の校区と比較して多いということは、その学校はわかっているのでしょうか。事務局から、多いということを知らせていかないと課題として捉えることができないと思います。

学校教育課長

学校から報告を受ける時に、指導主事が事案についての確認を行っています。近年、問題行動でも些細なものから報告が挙がっており、問題行動の件数の増加となっています。

件数が多い学校には全体の傾向などを伝えていますが、例えば、割合等については伝えていませんので、自分の学校の問題行動の発生件数の割合がどのぐらいなのかなどがわかる状況にはなっていないと思います。

教育長

自分の学校の1つの現状を、しっかりと教職員には理解しておいていただく必要があると思いますので、お伝えいただきたいと思います。

大矢委員

いじめの認知件数が多いのは、それだけ目が行き届いているからだと思います。

2学期に入りましたら、おそらく、いじめアンケートを取っていると思います。

よく、いじめの事件が新聞等に載った時に、いじめアンケートに書いたのにその後の対応がなかったということもありますので、ちゃんとフォローしていただきたいです。

クラスの担任だけでなく、その学年、あるいは管理職まで共有するということを、徹底していただきたいと思います。今まで、そういうことは大丈夫だったでしょうか。

学校教育課長

いじめアンケートの活用については、無記名のものと記名のものと2種類があります。記名のものについては、気になることがあれば学級担任を中心に聞き取りなどの調査を行っています。また、学校全体を把握するために、無記名のものを活用したりします。

先ほどもご意見をいただきましたように、いじめアンケートにかかわる内容につきましては、活用できるように指導していきます。

教育長

認知件数として、今まで見えてこなかったものが見えてくるようになったのは、評価できるかもしれませんが、件数が増えることは決して良いわけではありません。しっかり見てもほとんどありませんということが良いので、件数が増えたのは、良くない兆候だと捉えていただきたいと思います。とりわけ、生徒間暴力や器物損壊が増えているのはどうかと思います。

特定の学校で、特定のグループによる反復した行動が起こっているのであれば、その指導をしていただきたいと思います。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(4)各課事業日程報告について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長

[各課事業日程報告について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、秘密会以外の審議につきまして

はすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦労様でした。

では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

教育長

それでは秘密会として再開します。

報告事項（3）「令和元年度9月までの問題行動等報告具体的事案について」、学校教育課より説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

教育長

これにて秘密会を解きます。

では、本日の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。ご苦労様でした。